

**新潟県公安委員会規則第14号**

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月25日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
<b>別表</b>		<b>別表</b>	
種別	警察本部長が専決できる事務	種別	警察本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
遺行 失規 物則 法関 施係	(略)	遺行 失規 物則 法関 施係	(略)
新止 瀉に 県関 薬す 物る の条 濫例 用関 の係 防	(1) 新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「薬濫防止条例」という。）第22条の規定による公安委員会の要請 (2) 薬濫防止条例第24条第2項の規定による立入調査等の実施		
(略)		(略)	

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。